

【資料3】

宇都宮市上下水道事業懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本市上下水道事業における経営及び事業計画等について、広く意見を聴くため、宇都宮市上下水道事業懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから上下水道事業管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 公募による上下水道利用者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第4条 懇話会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は、会務を総理する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、座長が召集し、これを主宰する。

(経営会議との連携)

第6条 懇話会は、経営会議から経営全般に渡る情報提供を受けるとともに、経営及び事業計画等について積極的に意見や提言を行うものとする。

(事務局)

第7条 懇話会の庶務は、上下水道局経営企画課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月18日から施行する。